

コソボの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

コソボ共和国は、バルカン半島のほぼ中央にある内陸国であり、周囲をセルビア、マケドニア、アルバニア及びモンテネグロに囲まれている。首都はプリシュティナ、通貨はユーロ、公用語はアルバニア語及びセルビア語である。もとはセルビア南西部の自治州であったが、2008年にセルビアからの独立を宣言した。しかし、コソボ共和国の独立を認め国家承認した国は、2014年5月現在で107か国（日本を含む）にとどまり²、国内に民族問題を抱えるスペイン、国際連合安全保障理事会常任理事国である中国及びロシア、その他様々な国がコソボを国家承認しておらず、国連への加盟はいまだ実現していない。

コソボを含むバルカン半島中部地域は、古来より、「緩衝地域の境界」又は「大国同士の戦いの場」となってきた。即ち、古代においては東西ローマ帝国の間にあり、中世においてはオーストリア＝ハンガリー帝国とオスマン帝国の間にあり、第二次世界大戦後のチトー時代においては東西冷戦下の「鉄のカーテン」にあった³。これらのことから、コソボは、以下のとおり、波乱万丈の長い歴史を有する。

7世紀頃に、南下したスラブ人が現在のコソボの地に定住し始めた。1171年に建国されたセルビア王国は次第に領土を拡大したが、1389年に「コソボの戦い」でオスマン帝国に敗れた後は、コソボの地も、約5世紀にわたりオスマン帝国に支配され続けた。17世紀から18世紀にかけて、セルビア人の多くがコソボの地を離れたのに代わり、イスラム教徒であるアルバニア人が次第に増加した。1878年、バルカン半島各地のアルバニア人が「プリズレン連盟」を結成し、オスマン帝国に対し自治権の拡大等を要求した。1913年に、バルカン戦争でセルビアがオスマン帝国に勝利し、コソボを奪還した⁴。

1914年、サラエボで、セルビア人青年がオーストリア皇太子夫妻を暗殺したことをきっかけに第一次世界大戦が勃発した（当時、多くのセルビア人は、1908年にボスニア・ヘル

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 『データブック オブ・ザ・ワールド 2015年版』（二宮書店、2015年）342頁。

³ シーマ・アヴラモヴィチ著、松本英実訳「セルビア法 ローマ・ビザンツとオーストリアの法伝統の間で」（『国際哲学研究 別冊4 <法>の移転と変容』（東洋大学国際哲学研究センター、2014年）所収）95頁。

⁴ 本稿におけるコソボの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2015年版』（二宮書店、2015年）342頁等を参照した。

ツェゴビナがオーストリア領として併合されたことに反発していた)。セルビア及びモンテネグロは連合国側につき、オーストリア＝ハンガリー帝国支配下のスロベニア及びクロアチア等と交戦した。コソボは1915年にブルガリアとオーストリア＝ハンガリー帝国に支配されたが、1918年にセルビアがコソボを再び奪還した。

オーストリア＝ハンガリー帝国の崩壊を受け、1918年に、「セルビア人・クロアチア人・スロベニア人王国」が成立した(1929年に「ユーゴスラビア王国」に改称)。そこでは、コソボは、セルビア及びモンテネグロの領土の一部であった。

第二次世界大戦中の1941年には、セルビアはドイツに占領され、コソボはイタリアの保護領であったアルバニアに編入された。1943年にはドイツがコソボの支配権獲得に乗り出したが、1944年にはチトー率いるパルチザンにより解放され、コソボはセルビア人共和国の一部となった。

第二次世界大戦後の1945年には、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ及びマケドニアも参加して「ユーゴスラビア連邦人民共和国」が成立し(後に「ユーゴスラビア社会主義連邦共和国」に改称)、セルビアは連邦構成国の一つとなった。コソボは、1946年から1974年まで、「コソボ・メトヒヤ自治区」⁵(後に「コソボ・メトヒヤ自治州」と改称)となった。1974年のユーゴスラビア社会主義連邦共和国(以下「ユーゴスラビア連邦」という)の憲法改正により、「コソボ社会主義自治州」となり、その権限は他の構成国と同程度までに大きく拡大されたが、コソボは更なる自治権拡大を目指した。ユーゴスラビア連邦は、各共和国への権限移譲を進める等、ソ連とは異なる独自の社会主義路線を採ったが、チトー大統領の死去(1980年)はユーゴスラビア連邦の将来に影を落とした。1980年代には、コソボのユーゴスラビア連邦からの独立を目標とする「コソボ解放軍」(KLA)が結成された。1989年、セルビアのミロシェビッチ大統領は、コソボの自治権を1974年より前のものと同程度まで大幅に縮小し、「コソボ・メトヒヤ自治州」に改称した。コソボ議会は1990年に独立宣言を採択したが、外国からの国家承認はほとんど得られなかった。

1990年に行われた選挙でセルビア民族主義のミロシェビッチがセルビア共和国大統領に当選した。1991年にはスロベニア、クロアチア及びマケドニアが、1992年にはボスニア・ヘルツェゴビナが、ユーゴスラビア連邦からの独立を宣言した。1992年に、セルビア及びモンテネグロは「ユーゴスラビア連邦共和国」を設立した。クロアチア及びボスニア・ヘルツェゴビナでは、ユーゴスラビア連邦軍との大規模な内戦に突入した⁶。ユーゴスラビア連邦は、当時大量に発生していたセルビア人難民の居住先として、コソボを指定した。1995

⁵ 「メトヒヤ」は、コソボ西部の盆地であり、中世にはセルビア正教会の修道院が多く建てられていた。

⁶ 内戦勃発以後の欧米のマスメディアの報道では、「民族浄化」(ethnic cleansing)を行っているセルビアが一方的に悪いという論調となっていた。「民族浄化」という言葉は、ボスニア・ヘルツェゴビナが依頼した米国のPR企業「ルーダー・フィン社」が世界中に広め、「ボスニア・ヘルツェゴビナ支持、セルビア反対」の国際世論を巧みに作り上げていった。詳しくは、高木徹著『ドキュメント 戦争広告代理店』(講談社、2002年)を参照されたい。

年以降、実力行使によるコソボ独立を強硬に主張するコソボ解放軍が台頭し、セルビア人及びその他の少数民族への迫害行為が本格化した⁷。ユーゴスラビア連邦政府は、コソボの独立を阻止するため、コソボ解放軍への攻撃を開始し、遂にコソボ紛争が勃発した。1999年3月24日から、NATOによるユーゴスラビア連邦共和国に対する大規模な空爆が78日間にわたり行われた（ちなみに、NATOは、この「人道」的介入と自称する空爆において、「劣化ウラン弾」を使用した）。結局、ユーゴスラビア連邦共和国がコソボから治安部隊を撤収させる代わりに、コソボはユーゴスラビア連邦共和国にとどまることが合意され、停戦協定が締結された。

紛争終結後、国際連合安全保障理事会の決議1244により、コソボに、民生部門を管轄する「国際連合コソボ暫定行政ミッション」（United Nations Interim Administration Mission in Kosovo, UNMIK）が設置されるとともに、NATOを主体とする「コソボ治安維持部隊」（Kosovo Force, KFOR）が軍事面を管轄することとなった。2001年には、UNMIKの下で、『暫定自治のための憲法的枠組み』規則が制定され、これに基づき、コソボ議会、大統領及び首相を含む「暫定自治政府諸機構」（Provisional Institutions of Self-Government, PISG）が設置された。その後、UNMIKの機能は次第に縮小され、「コソボにおける欧州連合・法の支配ミッション」（European Union Rule of Law Mission in Kosovo, EULEX）が警察、関税、司法の分野における機能を引き継ぎ、2008年12月9日から正式にコソボでの活動を開始した。

ところが、2008年2月にコソボ自治州議会が一方的に独立宣言を採択し⁸、同年4月にはコソボ憲法が議会で批准された。セルビアはこれを違法として強く反発し⁹、現在でもコソボ憲法を認めていないが、セルビアにはEU加盟という目標があるため、2013年にセルビアとコソボの間で関係改善が合意された。

最近では、コソボの状況がマスコミにより報道されることはほとんど無くなったが、コ

⁷ 隣国アルバニアでは1997年に全国規模でネズミ講が破たんして社会的混乱に陥っていた。そこで、コソボ解放軍は社会的混乱に乗じて、アルバニアから兵器と私兵を調達し、コソボ域内に大量に送り込んだ。後にコソボの首相となるハシム・サチも、コソボ解放軍の幹部として、調達に関与していた。

⁸ コソボの独立を承認した国としては、米国、英国、フランス、ドイツ、日本、クロアチア、ハンガリー、ブルガリア、モンテネグロ、マケドニア等がある。他方、承認していない国としては、セルビアのほか、ロシア、中国、インド、スペイン、スロバキア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ルーマニア、ギリシャ、キプロス、イスラエル、ブラジル、アルゼンチン、チリ、インドネシア、南アフリカ等がある。

⁹ 2010年7月22日、国際司法裁判所（なお、当時の国際司法裁判所所長は、小和田恒氏であった）は、コソボの一方的独立宣言は国際法違反にはあたらないとの勧告的意見を出した。但し、当該勧告的意見は、独立宣言を公布すること自体は原則として国際法により禁止・制限されていないことを理由に、コソボの独立宣言は国際法違反にはあたらないとの結論を形式的に導いただけのものであり、コソボ独立そのものの合法性・有効性については何ら判断を行っていない（山田哲也著「一方的独立宣言の合法性 コソボ独立宣言事件」（小寺彰ほか編『国際法判例百選〔第2版〕』（有斐閣、2011年）所収）28～29頁）。

ソボから避難した大量のセルビア系住民の帰還はあまり進んでおらず、セルビア系住民及びその他の少数民族への迫害は続いている¹⁰。また、コソボに残ったセルビア系住民は、独自の議会である「コソボ・メトヒヤ・セルビア人議会」を設置する等して、コソボの独立宣言は無効かつ無価値であるとの立場を貫いている。

コソボの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。社会主義体制下においてはソ連法の影響も受けたが、ユーゴスラビア連邦では各国が異なる法制度を有し、ユーゴスラビア連邦自体もソ連とは距離を置いた独自路線を歩んだため、ソ連法の影響は、他の東欧諸国ほど強くはなかったといえる。そして最近では、コソボが加盟を目指しているEU法の影響が強くなっている。

なお、本稿が検討の対象とするコソボの法制度は、(セルビア系住民の支配地域を除き、)コソボ共和国の大部分の地域で適用されている法制度を指す。これに対し、セルビアの視点から見れば、コソボの地はいまだセルビア領内の「コソボ・メトヒヤ自治州」にすぎないのであり、「コソボ共和国の法制度」なるものは本来、無効であるということになる。

II 憲法

1 総説

コソボ共和国(以下「コソボ」という)憲法は、2008年4月9日に議会で批准され、同年6月15日から正式に発効した¹¹。その後、2012年と2013年に改正された。

コソボ憲法の主な体系は、表1のとおりである。

表1：コソボ憲法の主な体系(2013年10月現在)¹²

前文	
第1章 基本規定	第1条～第20条、第144条、第145条、第155条
第2章 基本的人権及び自由	第21条～第56条、第156条
第3章 共同体及びその構成員の権利	第57条～第62条
第4章 コソボ共和国の議会	第63条～第82条
第5章 コソボ共和国の大統領	第83条～第91条
第6章 コソボ共和国の内閣	第92条～第101条

¹⁰ 現地での生の情報については、木村元彦著『終わらぬ「民族浄化」セルビア・モンテネグロ』を参照されたい。

¹¹ コソボの憲法草案は、2007年3月26日に国際連合安全保障理事会に提示された「コソボの地位解決のための包括案」(「アハティサリ・プラン」とも呼ばれる)にほぼ全面的に依拠して作成された(西修著『現代世界の憲法動向』(成文堂、2011年)165頁)。

¹² コソボ憲法の英訳は、下記リンク先に掲載されている。

www.kuvendikosoves.org/common/docs/Kushtetuta2.doc

第7章 司法制度	第102条～第111条
第8章 憲法裁判所	第112条～第118条
第9章 経済関係	第119条～第122条
第10章 地方政府及び地域機関	第123条～第124条
第11章 治安部門	第125条～第131条
第12章 独立機構	第132条～第142条
第13章 最終規定	(削除)
第14章 経過規定	第161条、第162条

コソボ憲法は、セルビア系住民の支配地域には事実上、効力が及ばない。とくにコソボ北部のセルビア系住民は、コソボへの統合及び憲法の受け入れを拒否している¹³。

コソボ憲法の中で目を引くのは、コソボが、他国又はその一部について領土的要求を行ったり併合を求めたりしないことを明文で規定していることである(1条3項)。これは、コソボ国民の圧倒的多数(90%以上)を占めるアルバニア人が「大アルバニア主義」を唱えることは、周辺諸国(セルビア、モンテネグロ、マケドニア、ギリシャ等)に居住するアルバニア人を刺激し、独立運動が勃発する等して地域の安定を脅かすおそれがあること、また、もしアルバニアがコソボと合併すると地域における力の均衡が崩れることを懸念したものであると思われる。

コソボは、権力の分立と抑制均衡に基礎を置く民主的共和国である(4条1項)。

コソボの公用語は、アルバニア語とセルビア語である(5条1項)。

2 統治機構

(1) 議会

一院制を採るコソボの議会は、立法権を行使する(4条2項)。議員の任期は4年である(66条1項)。120名の議員のうち、20名は少数派共同体に割り当てられている(64条)。コソボ憲法の中には、64条の他にも、少数派共同体に人口比率以上の優遇を与える条項が少なからず含まれている。民族的多様性を維持しつつ、国家の統一性を図っていくために、このような条項が規定されたものと思われるが、セルビア系住民の多くがコソボ憲法を認めておらず、コソボによる選挙には基本的に参加していないのが現状である。

議会の権限としては、①法令の採択、②憲法改正の決定、③レファレンダム(国民審査)の公布、④条約の批准、⑤予算の議決、⑥議長及び副議長の選任・解任、⑦大統領の選任・解任、⑧内閣を選任し、不信任を表明すること、⑨内閣及び政府機関の職務を監督すること、⑩司法評議会及び検察評議会のメンバーを選任すること、⑪憲法裁判所裁判官を提案すること等が挙げられる(65条)。

¹³ 西・前掲書165頁。

(2) 大統領

コソボの大統領は国家元首であり、国民の統合を体現する（83条）。大統領は、国内的、国際的に国を合法的に代表し、憲法に基づき、国の諸制度の民主的運用を保障する（4条3項）。

大統領の任期は5年であり（87条2項）、3選は禁止されている（同条3項）。

大統領の権限としては、①国内及び国外においてコソボを代表すること、②憲法で定められた諸機関の憲法的機能を保障すること、③議会選挙を公示し、最初の会議を招集すること、④憲法に従って、政令を發布すること、⑤議会により採択された法律を公布すること、⑥法案がコソボ又は共同体の正当な利益を害すると考える場合に、法案を再審理のため差し戻すこと、⑦条約に署名すること、⑧憲法改正を提案すること、⑨憲法上の問題を憲法裁判所に付託すること等である（84条）。また、内閣不信任案が可決された後、大統領は議会を解散することができる（82条2項）。

(3) 内閣

行政権を担う内閣は、首相、副首相及び閣僚により構成される（92条1項・2項）。

内閣の権限は、①国内及び国外の政策を立案・執行すること、②国の経済発展を促進すること、③法律案等を議会に提出すること、④法律を執行するために必要な政令を發布すること、⑤予算を提案すること、⑥政府諸機関を指導監督すること等である（93条）。

首相の権限は、①内閣を代表し指導すること、②全閣僚が内閣の政策に従うことを保証すること、③内閣が決定した法律と政策の実行を保証すること、④議会の同意無しに閣僚を変更すること、⑤コソボの安全保障会議の議長となること、⑥コソボの警察庁長官を指名すること等である（94条）。

内閣は、議会に対して責任を負う（97条1項）。全議員の3分の1以上の提案により、内閣不信任案が提出される（100条1項）。首相は、内閣信任案を提出することができる（同条2項）。

(4) 裁判所

司法権は、裁判所に帰属する（102条1項）。最高裁判所は、終審裁判所である（103条2項）。最高裁判所裁判官の15%以上かつ3名以上の者は、少数派共同体から選任しなければならない（103条3項）。最高裁判所長官は最高裁判所裁判官の中から司法評議会の提案により大統領が指名する（103条4項）。裁判官は司法評議会の提案により大統領が指名する（104条1項）。裁判官の最初の任期は3年であるが、再任すると法定の定年年齢までの任期となる（105条1項）。

司法評議会は、司法制度の独立性及び公平性を保証するための独立機関である（108条1項・2項）。司法評議会による裁判官候補者の提案は、開かれた手続において行われなければ

ばならず、また、男女平等及び各裁判所の管轄地域の民族構成を反映したものでなければならない(108条4項)。さらに、司法評議会は、司法調査、司法行政、裁判所規則の策定、裁判所書記官の採用及び監督、司法予算の作成及び監督、各管轄地における裁判官の人数の決定、新しい裁判所の設置の提案の権限をも有する(108条5項)。司法評議会のメンバーは13名であり、関連する専門的な資格と経験を有するものでなければならない。任期は5年である(108条6項)。司法評議会の議長は、毎年1回以上、議会に、司法制度について報告しなければならない(108条8項)。

(5) 憲法裁判所

憲法裁判所は、憲法の解釈及び法律の合憲性審査の権限を有する裁判所である(112条1項)。憲法裁判所は、9名の裁判官から構成される(114条1項)。憲法裁判所裁判官は、議会の提案に基づき、大統領が指名する。憲法裁判所裁判官の任期は9年であり、更新されない(114条2項)。

法律を無効であると判断した憲法裁判所の判決は、官報による判決公開日から効力を生じる(116条3項・4項)。

(6) 憲法改正

憲法改正案は、内閣、大統領又は全議員の4分の1以上の議員により発議されなければならない(144条1項)。そして、憲法改正案が議会で採択されるためには、全議員の3分の2以上の議員の賛成が必要であり、少数派共同体に保障された議員数の3分の2以上の議員の賛成も必要である(144条2項)。また、議長は、憲法改正案が議会で採択される前に、憲法改正案を憲法裁判所による事前審査に付さなければならない(144条3項)。憲法改正案が議会で採択されれば、直ちに効力を生じる(144条4項)。

2015年6月、戦争犯罪特別裁判所を設立するための憲法改正案が議会に提出されたが、120名中、75名の賛成しか得られず、3分の2のライン(即ち、80名)に届かなかったため、採択されなかった。この戦争犯罪特別裁判所の設立は、コソボ解放軍のメンバーがコソボ紛争時に捕虜(その多くはセルビア人とロマ人)の臓器を売った行為等を処罰するために、欧州評議会から求められていたものであり、既に憲法裁判所の手前審査も通過していたものである。コソボ解放軍のメンバーは、現在でも、コソボの多数派であるアルバニア系住民から英雄視されていることが背景にあると考えられる。

3 人権

人権については、憲法の「第2章 基本的人権及び自由」において、詳細に規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、コソボ憲法においても、同様に保障されている。コソボ憲法の人権規定の最大の特徴は、世界人権宣言、欧州人権条約及び議定書、国際人権規約及び議定書、民族的少数者保護枠組み条約、人種差別撤廃条約、

女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、拷問等禁止条約により保障されている人権及び基本的自由は、コソボにおいて直接適用され、国内の法令等との抵触がある場合には、これらの条約が優先的に適用されるとの明文規定があることであろう（22条）。そして、憲法で保障された人権及び基本的自由は、欧州人権裁判所の判決に従って解釈されるものと規定されている（53条）¹⁴。

その他の特徴的な規定として、例えば、以下のものが挙げられる。

- ①死刑は廃止されている（25条2項）。
- ②何人も、本人の同意なくして、医学的・科学的な実験の対象とはされない（26条4項）。
- ③人身売買は禁止されている（28条3項）。
- ④何人も、自己の権利・利益が侵害されている場合には、虚偽、不完全又は不正確な公開情報を訂正する権利を有する（42条3項）。
- ⑤選挙の日に18歳以上である者は、選挙権及び被選挙権を有する（45条1項）。
- ⑥芸術的・科学的・学問的活動の自由の保障が明文で規定されている（48条）。
- ⑦子どもの権利に関し、比較的詳細な規定が置かれている（50条）。
- ⑧環境権ではなく、環境に対する責任が比較的詳細に規定されている（52条）。
- ⑨基本的人権は国家緊急事態において必要最小限の範囲で制限されることがあるが、とくに重要な権利は制限されることがない（56条）。

また、コソボ憲法は、自然人の基本的人権だけでなく、共同体及びその構成員の基本的人権についても1章をさいて詳細な規定を置いていることが特徴的である（第3章）。例えば、コソボの領土内で、共同体、即ち、同じ民族・言語・宗教グループに属する住民は、憲法第2章で保障される基本的人権のほか、共同体の構成員としての権利が認められるとの規定がある（57条1項）。また、コソボは、コソボ国内のセルビア人共同体が、独立したセルビア語テレビチャンネルの全国放送を視聴することを保障するため、あらゆる手段を講じなければならない等の規定もある（59条11号）。

4 法令及び判決例

コソボにおける法源には、憲法、国際条約、法律、UNMIK規則、政令等がある。

法律としては、コソボ憲法が施行された2008年6月15日以降に、議会で採択された法律がある（なお、当該法律は、「コソボの地位解決のための包括案」（「アハティサーリ・プラン」）に反しないことが必要である）。また、コソボの自治州議会が1989年3月22日より前に制定した法律、及び1989年3月22日から1999年6月10日の間に制定した非差別的な法律もある¹⁵。

¹⁴ 西・前掲書167～168頁。

¹⁵ 『THE LEGAL GUIDE TO KOSOVO 2nd Edition』（WOLF THESIS、2009年）2頁。
http://www.wolftheiss.com/tl_files/wolftheiss/RegionalDesks/Kosovo/WT_Kosovo%20Gui

UNMIK 規則は、UNMIK が設置された 1999 年 6 月から、コソボ憲法が施行された 2008 年 6 月までの間に、UNMIK が公布した規則である。

コソボの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。コソボの裁判所による判決については、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていないが、上級裁判所による過去の判決例は論拠として事実上の影響力を有する。

5 欧州連合（EU）との関係

コソボは、いまだ、EU、NATO 及び国連に加盟できていない（なお、コソボは、1999 年、通貨にユーロを採用した）。コソボにおける UNMIK の機能は次第に縮小され、「コソボにおける欧州連合・法の支配ミッション」（European Union Rule of Law Mission in Kosovo, EULEX）が警察、関税、司法の分野における UNMIK の機能を引き継ぎ、2008 年 12 月 9 日から正式にコソボでの活動を開始した。コソボは、EU 加盟を実現するため、EU の基準に合わせるように大規模な法改正を実施する等の努力を続けているところである。コソボは、今後もますます、EU 法の影響を強く受けるようになると思われる。

III 民法

近時のコソボにおいて、とくに大きな問題となってきたのは、難民・避難民がもと有していた財産（とくに不動産）を取り戻す権利である。コソボでは、紛争により、財産を毀損され、破壊され、又は不法に占有されたという主張が 5 万件から 6 万件なされているが、その多くはセルビア系住民からの主張である¹⁶。この困難な問題に関しては、現在までに様々な対応策が検討されてきたが、いまだ適切な解決策は見いだされていない。

2014 年 10 月には、コソボの民法典編纂を EU が援助するというプロジェクトが開始された¹⁷。コソボの法制度は、EU 化がますます加速化していくであろう。

IV 商法・会社法

コソボの現行の会社法は、2008 年に制定された「事業組織法」である。

コソボに投資しようとする外国企業は、コソボに子会社たる現地法人を設立することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するコソボ法人である。

外国企業がコソボに現地法人を設立する際に多く利用される主な会社は、表 2 のとおりである。

[de.pdf](#)

¹⁶ 『PROPERTY RIGHTS IN KOSOVO: A HAUNTING LEGACY OF A SOCIETY IN TRANSITION』(International Center for Transitional Justice, 2009 年) 46 頁。

¹⁷ <http://www.md-ks.net/?page=2.225.1443>

表2：コソボで設立が認められている主な会社

名称	英語／アルバニア語／セルビア語（略称）	説明
有限責任会社	Limited liability company (L.L.C.)／ Shoqëria me përgjegjësi të kufizuar (SH.P.K.)／ Društva sa ograničenim ovlašćenjima (D.O.O.);	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う出資者のみからなる会社。出資は金銭でも現物でも可。出資者は自然人でも法人でも可。設立時における最低資本金は1,000ユーロ。定款に別段の定めがない限り、出資持分の譲渡は自由である。最もよく利用される会社形態であり、主に中小企業に利用される。
株式会社	Joint-stock company (J.S.C.)／ Shoqëria aksionare (SH.A.) ／ Akcionarsko društvo (A.D.)	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う出資者のみからなる会社。出資は金銭でも現物でも可。株主は自然人でも法人でも可。設立時における最低資本金は25,000ユーロ。取締役の人数は、株主の人数により異なる。株主が10名未満であれば取締役は1名以上。株主が10名以上であれば取締役は3名以上。株主が500名以上であれば取締役は7名以上。比較的大規模な会社に適する。

有限責任会社は、最もよく利用される会社形態であり、主に中小企業に適する会社形態である。自然人又は法人による一人会社も可能である。設立時における最低資本金として1,000ユーロが必要とされている。出資は金銭出資でも現物出資でもよい。

これに対し、株式会社は、比較的大規模な会社に適するものである。こちらも、自然人又は法人による一人会社も可能である。設立時における最低資本金は25,000ユーロである。

事業組織法の下では、取締役が、適切な権限をもって会社の最善の利益のために行動し、また、その職責について適正かつ十分な配慮及び注意をもって善意で行動したと合理的に信じたことを証明できた場合には、取締役は何ら責任を負わない。他の欧州諸国の場合と比べて、コソボでは、「経営判断の原則」が若干緩やかに適用されるといわれている¹⁸。

いずれの会社も、株主総会や取締役会の準備・運営を行う職責を有する秘書役を設置しなければならない¹⁹。

外国法人は、表2に掲げた会社形態のコソボ法人を設立することもできるが、コソボ国内に登記した支店又は駐在員事務所を設置することもできる。支店及び駐在員事務所は、

¹⁸ 前掲『THE LEGAL GUIDE TO KOSOVO 2nd Edition』11頁。

¹⁹ 前掲『THE LEGAL GUIDE TO KOSOVO 2nd Edition』11頁。

コソボ法人ではなく、外国法人の一部であり、外国法人自身が責任を負うことになる。駐在員事務所はコソボでビジネス活動を行うことはできないが、實際上、情報収集、マーケティング等の目的に利用される。

V 民事訴訟法

コソボにおける通常裁判所の系列には、地区裁判所（25 か所）、地方裁判所（5 か所）、商事裁判所（1 か所）及び最高裁判所（1 か所）があり、商事裁判所及び最高裁判所は首都プリシュティナにある。また、プリシュティナには、憲法裁判所（1 か所）もある。地区裁判所は、相続事件、労働事件その他の民事事件の第一審を管轄する。地方裁判所は、主要な財産紛争事件及び家事事件の第一審を管轄する。商事裁判所は、事業者間の紛争事件、倒産事件、一定の企業犯罪事件の第一審を管轄する。最高裁判所は、これらの事件の上訴審を管轄する。

これに対し、セルビア系住民が居住する飛び地では、独自の裁判所システムが存在する。これはセルビアからの援助を受けたものであり、コソボ政府は関与していないため、コソボは当該裁判所の判決の効力を認めていない²⁰。

上述のように、コソボにおいて、地域によって全く別々の2つの裁判所システムが存在していることを、「並行裁判所制度」と呼ぶことがある。しかし、2015年2月になって、コソボ北部のミトロヴィツァの裁判所においては、アルバニア系とセルビア系の裁判官及び検察官を配置し、これにより、コソボ北部のミトロヴィツァの裁判所をコソボの裁判所システムに組み込むことにつき、コソボとセルビアの間で合意が成立した²¹。

VI 刑事法

地区裁判所は、5年以下の懲役刑の刑事事件の第一審を管轄する。地方裁判所は、地区裁判所の第一審判決に対する控訴事件のほか、5年を超える懲役刑の刑事事件の第一審を管轄する。最高裁判所は、刑事事件の上訴審を管轄する。

コソボ紛争以前は、裁判官の大多数がセルビア人であったが、紛争後はセルビア人裁判官がコソボから次々と避難したため、コソボでは裁判官が足りなくなった。そこで、コソボではアルバニア系が裁判官に大量に採用されたが、アルバニア系裁判官が、セルビア系被告人に対しては厳格に、アルバニア系被告人に対しては寛大に処遇するという極めて恣意的な運用がなされていた²²。

²⁰ 前掲『THE LEGAL GUIDE TO KOSOVO 2nd Edition』2頁。

²¹ <http://www.nationalia.info/en/news/2077>

²² 太清伸著「治安部門改革（SSR）における司法改革 ―コソボにおける経験を参考として―」（『IPSHU 研究報告シリーズ（45）, 101-112』）（広島大学平和科学研究センター、2010

コソボでは、従来からアルバニア系マフィアがコソボ解放軍と密接に関わりながら組織犯罪に手を染めてきており、現在でもマフィアがコソボの政治・経済を牛耳っているといわれている²³。

例えば、2008年及び2011年よりコソボの首相を務めたハシム・サチは、コソボ解放軍の指導者であった時期に組織の資金調達のため薬物密輸や臓器売買に関わっていたとの報道がなされたことがある。

また、コソボ自治州の首相を務めたラムシュ・ハラディナイは、コソボ解放軍の指導者であった時期にセルビア系住民の虐殺に関与した疑いで起訴されたが、2012年11月、旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷（ICTY）は、虐殺に関与した証拠がないとの理由で、無罪を言い渡した。

VII 参考資料

以上、コソボ法の概要を簡単に紹介してきたが、コソボ法については、コソボ紛争関連以外のテーマに関しては、日本語の文献・論文等がほとんど無い。

しかし、英語による情報源及び文献・論文等については、欧米による法整備支援が活発であるためか、他の旧ユーゴ諸国の場合と比べ、比較的多いように思われる。多くの法律の条文も、英訳が作成・公表されている²⁴。

今後、コソボ紛争関連以外のテーマに関しても、コソボ法に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.43 No.8』（国際商事法研究所、2015年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第35回 コソボ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

年)

²³ 詳細については、ティエリ・クルタン著、上瀬倫子訳『世界のマフィア』（緑風出版、2006年）27～50頁を参照されたい。

²⁴ <http://www.kuvendikosoves.org/?cid=2.122>